

# 岐 阜 県 公 報

第 二 千 八 百 五 十 六 号  
平 成 二 十 九 年 六 月 十 六 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

( 出 納 管 理 課 ) 三 八 一

### 告 示

救急病院の認定

( 医 療 整 備 課 ) 三 八 一

道路の区域変更

( 道 路 維 持 課 ) 三 八 二

道路の供用開始

( 同 ) 三 八 二

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

( 砂 防 課 ) 三 八 三

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正

( 出 納 管 理 課 ) 三 八 三

### 公 示

公共測量の実施

( 用 地 課 ) 三 八 四

公共測量の終了

( 同 ) 三 八 四

## 規 則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表中央家畜保健衛生所の部を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第三百十四号

次の医療機関を救急病院として平成二十九年五月三十日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名所 在 地 有効期限  
 岐阜県立下呂温泉病院 下呂市森三二二番地 平成三二・五・二九

岐阜県告示第三百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	江南線	関市倉知字長塚四八九番地先から 同市同字会所前八一四番二地先まで	後	一四・八 一三・三	二四・〇	
			前	二・七 一五・九	二四・〇	

岐阜県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
白恵川那線	同郡同町赤河字大戸五九番一地先まで	加茂郡白川町切井字中之瀬一六九番七地先から	後	一〇・〇 一五・三	五・六〇	
			前	三・五 一三・六	五・六〇	

岐阜県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
瑞浪線 上矢作線	同市同町同字同四六六番一地先まで	恵那市上矢作町漆原字井沢五七〇番一地先から	後	八・〇	三・七	
			前	三・六	三・七	

岐阜県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日)
一般国道	二百五十七号	下呂市馬瀬川上字上栗原二〇番一地从先から 同 市同 字同 二番二地先まで	三〇五・五	平成 二六・六・一六	平成 二五・五・一六

岐阜県告示第三百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日)
県道	金可児山線	加茂郡川辺町比久見字花井一 二七四番五地先から 同 郡同 町同 字同 一 三三三番六地先まで	三二・〇	平成 二六・六・一六	平成 二六・一・一三

岐阜県告示第三百二十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十六年岐阜県告示第五百四十五号)の一部を次のように改正する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

表在元の項を次のように改める。

在 元	番 号
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。)	
郡上市八幡町有穂字上谷津	一四三番一 一号
字真平	一三三番一 二号
	一三五番一 三号
	一三三番一〇 四号
	一三三番一六 五号
	一三三番二五 六号
	一三三番三一 七号
字下谷津	一四七番一 八号
	一四七番一 九号
字中谷津	一四二番一 十号
	一四二番一 十一号
字上谷津	一三九番一 十二号

岐阜県告示第三百二十一号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示(平成二十七年岐阜県告示第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

別表鏡島支店の項の次に次のように加える。

黒野支店	同	中央家畜保健衛生所及び岐阜本巣特別支援学校
------	---	-----------------------

別表黒野支店の項を削り、同表本店営業部西濃総合庁舎出張所の項中「中央家畜保健衛生所」を削る。

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により土岐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

土岐市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ修正）

三 作業期間

平成二十九年五月二十三日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

土岐市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県方法務局

二 作業種類

公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

三 作業期間

平成二十八年十一月十四日から

平成二十九年二月二十八日まで

四 作業地域

大垣市

平成二十九年六月十六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社